

平成 21 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社プロジェ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 上 野 孝 一
(コード番号：3114 名証・大証第二部)

問合せ先 取締役 社長室長 森 田 宏 文
電話番号 (03) 5777-5152

当社の親会社 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古 川 善 健
(コード番号：8206 大証第二部)

訴訟の取下げに関するお知らせ

平成 20 年 10 月 24 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、当社が平成 20 年 8 月 8 日付で株式会社ジェイアンドエム（以下、「ジェイアンドエム」という）に対して提起し、ジェイアンドエムより平成 20 年 10 月 15 日付で反訴の提起を受けておりました下記訴訟について、今般、双方の提訴を取り下げいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の内容

(1) 本訴

被告（ジェイアンドエム）が、共同事業の解消により発生した滅失利益及び金融機関信用失墜に伴う損害金として原告（当社）に34百万円の支払いを請求したことに対し、原告は被告主張の金34百万円の債務が存在しないことの確認を求める。

(2) 反訴

反訴原告（ジェイアンドエム）は、当該不動産売買契約の解除により、ランドスター株式会社（以下「ランドスター」という）より違約金として24百万円の支払い請求を受けているため、反訴原告は反訴被告（当社）に金24百万円及び本訴状送達の日翌日から支払済に至るまで年6分の割合による金員の支払いを求める。

訴訟費用は反訴被告の負担とする。

2. 訴訟の経緯及び取下げの理由

当社はディベロップメント事業のプロジェクトとして、ジェイアンドエムと共同事業協定書を締結しました。

ジェイアンドエムはランドスターからプロジェクト用の不動産を 170 百万円で購入するため、平成 20 年 6 月 5 日に売買契約（売主：ランドスター 買主：ジェイアンドエム）を締結しました。

しかし、売主であるランドスターが売買契約の絶対条件について虚偽の告知をしたことなどから、当社は当該プロジェクトの中止を決定し、平成 20 年 6 月 13 日、ジェイアンドエムはランドスター

に対して売買契約の白紙解除を主張いたしましたところ、ランドスターは本件不動産の新たな購入者を見つけることを希望してきました。

そこでランドスター、ジェイアンドエム、当社等関係者の総意として、新たな購入者を探す事となりました。当社はランドスター側の希望通りに最大限の努力をし、数日後には新たな購入者であるA社を見つけ、平成20年7月25日に売買契約を締結することとなりました。

ところがランドスターはA社に対し、契約予定日の直前になって手付金や違約金について大幅な契約条件の変更を申し入れてきました。その内容はとても契約を希望しているとは思えない厳しい条件であり、そのため平成20年7月25日の契約は中止となってしまいました。

以上の経緯から明らかな通り、契約が実現しなかったのは専らランドスター側の責任によるものであり、ジェイアンドエムは、ランドスターより何ら違約金を請求される立場にはなく、当社もまたジェイアンドエムからその様な請求を受ける理由はないため、平成20年8月8日付にて横浜地方裁判所に対して債務の不存在確認訴訟を提起しました。それに対しジェイアンドエムは、平成20年10月15日付で反訴を提起いたしました。

その一方で、ジェイアンドエムは、ランドスターより平成21年1月22日付で東京地方裁判所に対して不動産売買契約の解除に伴う違約金24百万円の支払いを求める訴訟を提起されております。

当社とジェイアンドエム間の係争（以下「本件訴訟」という）は、上記ランドスターとジェイアンドエム間の訴訟（以下「別件訴訟」という）の結果と連動するものであるため、当社は別件訴訟における被告であるジェイアンドエムに補助参加（民事訴訟で、訴訟の結果に利害関係をもつ第三者が、係属中の訴訟に当事者の一方を補助するために参加すること）することとし、そのため本件訴訟は双方取下げることによってジェイアンドエムと合意したものです。

3. 今後の見通し

現在、別件訴訟は継続中であり、訴訟の結果は当社にも及ぶこととなります。しかし、ジェイアンドエム及び当社は、別件訴訟の請求要因により支払請求を受ける理由はないものと確信しておりますので、裁判ではジェイアンドエムの正当性を主張して争っていく方針であります。

なお、別件訴訟が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上